参考資料１

仕　様　書　（例）

１．概　要

（１）件名　　〇〇〇〇庁舎で使用する電気の調達

（２）需要場所　　〇〇〇〇庁舎
〇〇県〇〇市〇〇　〇丁目〇番〇号

（３）業種及び用途　　官公署（事務所）

２．仕　様

供給先各官署に供給する電気のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が100％を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件
https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en

また、入札説明書別添３別紙２において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

（１）供給電気方式等

①　供給電気方式　　：交流３相３線式
②　供給電圧（標準電圧）：〇〇〇Ｖ
③　計量電圧（標準電圧）：〇〇〇Ｖ
④　標準周波数　　：〇〇Ｈｚ
⑤　受電方式　　：ループ受電方式
⑥　蓄熱式負荷設備の有無：無

（２）契約電力、予定使用電力量

①　予定契約電力　　：〇〇〇ｋＷ
（ただし、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
②　予定使用電力量　　：〇〇〇〇ｋＷｈ
（月別の予定使用電力量は別紙１のとおり。）

（３）使用期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日０：００ から 令和〇〇年〇〇月〇〇日２４：００まで

（４）電力量等の計量

①　自動検針装置　　：無

②　電力会社の検針方法　：訪問検針

③　電力量計構成　　：電力需給用複合計器（普通級）

（５）需給地点

〇〇〇電源側接続点。

（６）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

（７）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（８）電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

※調達者は料金体系の設定に応じてア、イまたはウを選択して記載。

料金体系を絞りたい場合はいずれかを選択して記載し、その限りでない場合（出来るだけ応札者を確保したい場合）はア～ウの全てを記載することにより、多様な料金体系を提供する事業者が応札できる。

電気料金の計算は、次の①―１、①―２、①―３及び①―４を合計して得た金額とする。

※入札金額は発注者が提示する予定使用電力量から算出し、①―1、①―2、①―3を合計して得た金額とする想定。

ア　電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：旧一般電気事業者の算定諸元に準じる場合

①　－１　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。

①　―２　電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①　―３　燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

① ―４　再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。
②　単価の単位
単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。
③　消費税の取扱い
単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ　電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合
① －１　基本料金
契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。
① ―２　電力量料金
契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。
① ―３　燃料費等調整額
受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を０円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。
① ―４　再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。
②　単価の単位
単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。
③　消費税の取扱い
単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

ウ　電力量料金：市場連動、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合
①－１　基本料金
契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円と

みなして算定するものとする。

①－２　電力量料金

契約ごとに定める従量料金単価に３０分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。

※需給契約開始後、３０分値を発注者が確認できる体制を整えること。

①―３　燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を０円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①―４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

②　単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

（９）入札金額算出方法

⑴単価固定型契約

①燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は調達者が指定する期間で算出すること。

②燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

③容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

④本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

⑵市場連動型契約

①　損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは０とする。

② スポット取引手数料単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
③ 管理費単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
④ 小売手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
⑤ 環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は調達者が指定する期間で算出すること。
⑥　燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して燃料費等調整費を算出すること。また、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。
⑦ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
⑧　本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(10) 対価の支払方法
①　甲が別に定める分担率により、甲及び○○*（＊分担者名称）*から支払うこととする。
②　毎月始めに、電気使用量等を別紙２及び別紙３の様式により、甲に送付することとする。
③　甲は甲及び○○*（＊分担者名称）*の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
④　乙は③の分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。
（＊①及び③は、当該契約による電気料金を分担する者がいる場合）

(11) その他
①　力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は１００％を保持する予定。
②　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
③　非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
　　１，０００ｋＶＡ　○台
　　２，０００ｋＶＡ　○台
④　３０ｋＷの太陽光発電設備を有している。
⑤　再生可能エネルギー電気の確認資料
　乙は、契約年度における電気の供給が終了後、甲乙協議により定めた期間内に、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、入札説明書別添３別紙４を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを入札説明書別添３別紙４提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されて

いる情報が２．仕様を満たしていない場合、乙は、２．仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

⑥　その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

《注１：供給電気方式、電力量等の計量など当該仕様書に定める内容は、建物毎に異なるため、電気供給約款や現在の供給元への聞き取りなどを通じて、正確に記載すること。》

《注２：契約電力が５００ｋW以上の場合は、２．（２）①の予定契約電力の記載が異なるため、注意すること。》